

〔資料6-1〕

同志社大学大学院総合政策科学研究科役員に関する内規

1995年4月 1日制定

1996年1月22日改正

2005年4月 1日改正

第1条 同志社大学大学院総合政策科学研究科に次の役員を置き、任期は各2年とする。

- a 研究科長
- b 教務主任 2人
- c 研究主任（仮称）1人

第2条 研究科長は、教授会において専任教員から無名投票によって選出する。投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者二人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。決選投票を行うべき二人及び当選人を定めるに当たり、得票数が同じときは、くじでこれを決める。

第3条 教務主任、研究主任は、投票によらないで研究科長が指名する。

第4条 この内規の改正は、出席者の3分の2以上の賛成によって行う。

附 則

本内規は、2005年4月1日から施行する。

以上